



内閣府

令和2年3月27日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

内閣府未来技術社会実装事業と連携した 自動運転サービス導入支援事業について(募集)

国土交通省は、内閣府と連携して、自動運転サービス導入を目指す市町村による実装を見据えた計画策定等の支援を進めることとし、実装に向けて支援を希望する地方公共団体からの申請を募集することとなりましたので、お知らせいたします。

導入支援事業概要

(1) 受付期間：令和2年4月1日（水）～令和2年5月15日（金）

（内閣府「社会実装事業」へ申請し、採択された場合に支援を実施）

※申請や採択等の具体的な手続きは、本日発表の「社会実装事業」募集要領（別添3参照）に基づき行われます。申請者は申請に先立ち、上記受付期間内に国土交通省地方整備局等に事前相談頂くことが必要です。

(2) 募集対象：国土交通省が支援の対象とする事業は、「社会実装事業」に採択された事業のうち、次の要件を満たすもの

①中山間地域や人口30万人程度以下の規模の市町村。都道府県が申請する場合には、導入を予定する市町村と調整が図られていること。

②次の課題解決のために自動運転サービスを行うものであること。

○高齢者や児童等交通弱者の生活の足の確保

○農作物等の物流の確保

○観光地における観光客の移動等地域活性化の推進

③地方公共団体の計画に位置付けられていること。又はそれに類すること。

(3) 支援内容：自動運転サービスに係る実装を見据えた計画立案。例えば、目的の明確化、ルート案の検討、自動運転車両の検討、サービスを持続可能にするためのビジネスモデル等）、実装に向けた実証実験実施段階における技術的支援等が考えられます。

(4) その他：本事業は、内閣府地方創生推進事務局の実施する未来技術社会実装事業の募集要領における各府省支援の取組の一つとして実施するものです。公募の詳細は、以下のURLをご確認ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/kinmirai/pdf/mirai-boshuyouryouR02.pdf>

問合せ先：

国土交通省 道路局 道路交通管理課 ITS 推進室 野津・上原

TEL：03-5253-8111（内線37453、37462）（課直通）TEL：03-5253-8484

FAX：03-5253-1617

同時発表：内閣府、北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、
北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、
四国地方整備局、九州地方整備局、沖縄総合事務局

令和2年3月27日
道路局道路交通管理課

内閣府未来技術社会実装事業と連携した 自動運転サービス導入支援事業について（募集）

国土交通省は、内閣府と連携して、自動運転サービス導入を目指す市町村による実装を見据えた計画策定等の支援を進めることとしました。については、実装に向けて支援を希望する地方公共団体からの申請を募集します。

国土交通省は、内閣府SIP予算を活用し、平成29年度より全国18箇所において「道の駅等を拠点とした自動運転サービス実証実験」を実施しています。そのうち、昨年11月より秋田県上小阿仁村において本格導入を開始しています。

今般、これら実証実験等により得られたノウハウを活用し、自動運転サービス導入を目指す市町村に対して実装を見据えた計画策定等の支援を行うこととしました。については、地域の課題解決のための実装に向けて支援を希望する地方公共団体からの申請を募集します。（別添1：要領参照）

なお、本導入支援事業は、内閣府地方創生推進事務局の実施する未来技術社会実装事業（以下、「社会実装事業」という。）との連携事業として進めることとしており、社会実装事業の現地支援体制（別添2：社会実装事業概要参照）に国土交通省地方整備局等が参画し導入を支援します。

導入支援事業 概要

（1）受付期間：令和2年4月1日（水）～令和2年5月15日（金）

（内閣府「社会実装事業」へ申請し、採択された場合に支援を実施）

※申請や採択等の具体的な手続きは、本日発表の「社会実装事業」募集要領（別添3参照）に基づき行われます。申請者は申請に先立ち、上記受付期間内に国土交通省地方整備局等に事前相談頂くことが必要です。

（2）募集対象：国土交通省が支援の対象とする事業は、「社会実装事業」に採択された事業のうち、次の要件を満たすもの

① 中山間地域や人口30万人程度以下の規模の市町村。都道府県が申請する場合には、導入を予定する市町村と調整が図られていること。

②次の課題解決のために自動運転サービスを行うものであること。

- 高齢者や児童等交通弱者の生活の足の確保
- 農作物等の物流の確保
- 観光地における観光客の移動等地域活性化の推進

③地方公共団体の計画に位置付けられること。又はそれに類すること。

(3) 支援内容：自動運転サービスに係る実装を見据えた計画立案。例えば、目的の明確化、ルート案の検討、自動運転車両の検討、サービスを持続可能にするためのビジネスモデル等、実装に向けた実証実験実施段階における技術的支援等が考えられます。

(4) その他：本事業は、内閣府地方創生推進事務局の実施する未来技術社会実装事業の募集要領における各府省支援の取組の一つとして実施するものです。公募の詳細は、以下の URL をご確認ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/kinmirai/pdf/mirai-boshuyouryouR02.pdf>

問合せ先：国土交通省 道路局 道路交通管理課 ITS 推進室 野津・上原

TEL:03-5253-8111(内線 37453、37462) (課直通) TEL:03-5253-8484 FAX:03-5253-1617

国土交通省道路局による内閣府未来技術社会実装事業と連携した 自動運転サービス導入支援事業 要領

1. 事業の概要

国土交通省は、少子高齢化の進展に伴い全国に中山間地域等で社会課題となりつつある、高齢者の生活の足や物流の移送の確保等のために、自動運転サービスの導入を支援しています。

本事業は、内閣府地方創生推進事務局が実施する未来技術社会実装事業（以下、「社会実装事業」という。）における各府省の支援の取り組みの一つとして、国土交通省が実施するものです。国土交通省は内閣府社会実装事業に採択された事業のうち、3.要件に合致する事業について、提案に係る実装を見据えた計画立案等を支援します。

なお、各種募集手続き等については、社会実装事業の募集要領に沿っています。

2. 申請対象者

市町村

〔※中山間地域や人口30万人程度以下の規模の市町村が望ましい。
※都道府県が申請する場合には、導入を予定する市町村と調整が図られていること。〕

3. 要件

地方公共団体より申請され、内閣府により採択された社会実装事業のうち、課題解決内容等以下の要件を満たすものを本支援の対象とします。

- ① 社会実装事業への提案前に国土交通省地方整備局等に事前相談をしていること
- ② 次の課題解決のために自動運転サービスを行うものであること
 - ・ 高齢者や児童など交通弱者の生活の足の確保
 - ・ 農産物などの物流の確保
 - ・ 観光地における観光客の移動など地域活性化の推進
- ③ 自動運転サービスの導入が地方公共団体の計画へ位置づけられていること、又は社会実装事業採択までに位置づけられる予定であること。

4. 申請までの流れ

支援を希望する地方自治体は、以下の流れに沿って申請ください。

- ・ 「6. 事前相談時の整理事項」を相談時の整理事項の目安として、相談窓口（別表1）に事前相談を実施
- ※本事業の受付期間を令和2年4月1日～令和2年5月15日としておりますが、社会実装事業の申請に先立ち、余裕を持って事前相談ください

- ↓
- ・ 事前相談時の内容等を踏まえ社会実装事業へ申請(令和2年5月18日〆切り)
※社会実装事業の申請手続きは社会実装事業要領（※1）をご覧ください
- ↓
- ・ 社会実装事業の要領に基づき、各種手続きの実施
- ↓
- ・ 社会実装事業の採択がなされた場合、検討体制に国土交通省地方整備局等が参画し実装を見据えた計画策定等を支援

5. 支援内容

国土交通省地方整備局等において、以下の事項等自動運転サービス導入に向けた検討等を支援します。

- 社会実装事業における自動運転サービスに係る実装を見据えた計画立案（例えば、目的の明確化、ルートの検討、サービスを持続可能にするためのビジネスモデル等）
- 自動運転サービスの実証実験への技術的支援（道路空間に係る技術的課題や実装に向けた課題整理等）

6. 事前相談時の整理事項

事前相談にあたっては、円滑な課題整理、検討の方向性の確認等に向け、地域課題や導入を想定するサービス内容など、別表2に示す事項等を踏まえ相談事項を整理ください。なお、社会実装事業への申請予定書類等も活用可能ですが、本事業の申請要件に係る部分については明記願います。

7. 社会実装に向けて

社会実装事業及び本支援事業による計画具体化後、地域の準備が整った段階で実証実験、実装段階における関係省庁による総合的な支援も想定しています。実装を見据えた計画検討・実施、地域への自動運転サービスの本格導入への一連の取組みについて、内閣府地方創生推進事務局と連携し支援を実施していきます。

※1：内閣府地方創生推進事務局「未来技術社会実装事業」募集要領

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/kinmirai/pdf/mirai-boshuyouryouR02.pdf>

別表1：事前相談連絡窓口

相談先	住 所	担 当	tel
北海道開発局	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 第1合同庁舎	道路計画課	011-709-2311（代表）
東北地方整備局	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	交通対策課	022-225-2171（代表）
関東地方整備局	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	道路計画 第二課	048-601-3151（代表）
北陸地方整備局	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	地域道路課	025-280-8880（代表）
中部地方整備局	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号三 の丸庁舎	計画調整課	052-953-8171（課直通）
近畿地方整備局	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	交通対策課	06-6942-1141（代表）
中国地方整備局	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	交通対策課	082-221-9231（代表）
四国地方整備局	〒760-8554 高松市サンポート3番33号	道路計画課	087-851-8061（代表）
九州地方整備局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎	交通対策課	092-471-6331（代表）
内閣府 沖縄総合事務局	〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	道路建設課	098-866-0031（代表）

別表2：事前相談事項

項目	整理事項
① 地域の 課題	○自動運転サービスを通じて解決を図る地域の課題について ・生活の足の確保(買物・病院、公共サービス等) ・物流の確保(宅配便・農産物の集出荷等) ・地域の活性化(観光・働く場の創造等) 等
② 将来の サービス 内容	○地域課題に対応した将来のサービス内容の案について ・道の駅等の地域の拠点を核とした自動運転車両の活用方法など具体的なサービスイメージ ・自動運転サービスの運営方法、運営主体などの想定される将来のビジネスモデル ・想定している社会実装に向けたロードマップ
③ 協力体制 および 計画への 位置づけ	○実証実験において連携が見込まれる関係機関や社会実装に向けての地域の協力体制 について ・ 道路管理者、警察、公共交通事業者、物流事業者、農林商工関係者、地域住民団体 等 ○自治体の構想、計画への位置づけ状況(令和2年7月までの予定、見込みを含む)

未来技術社会実装事業 概要

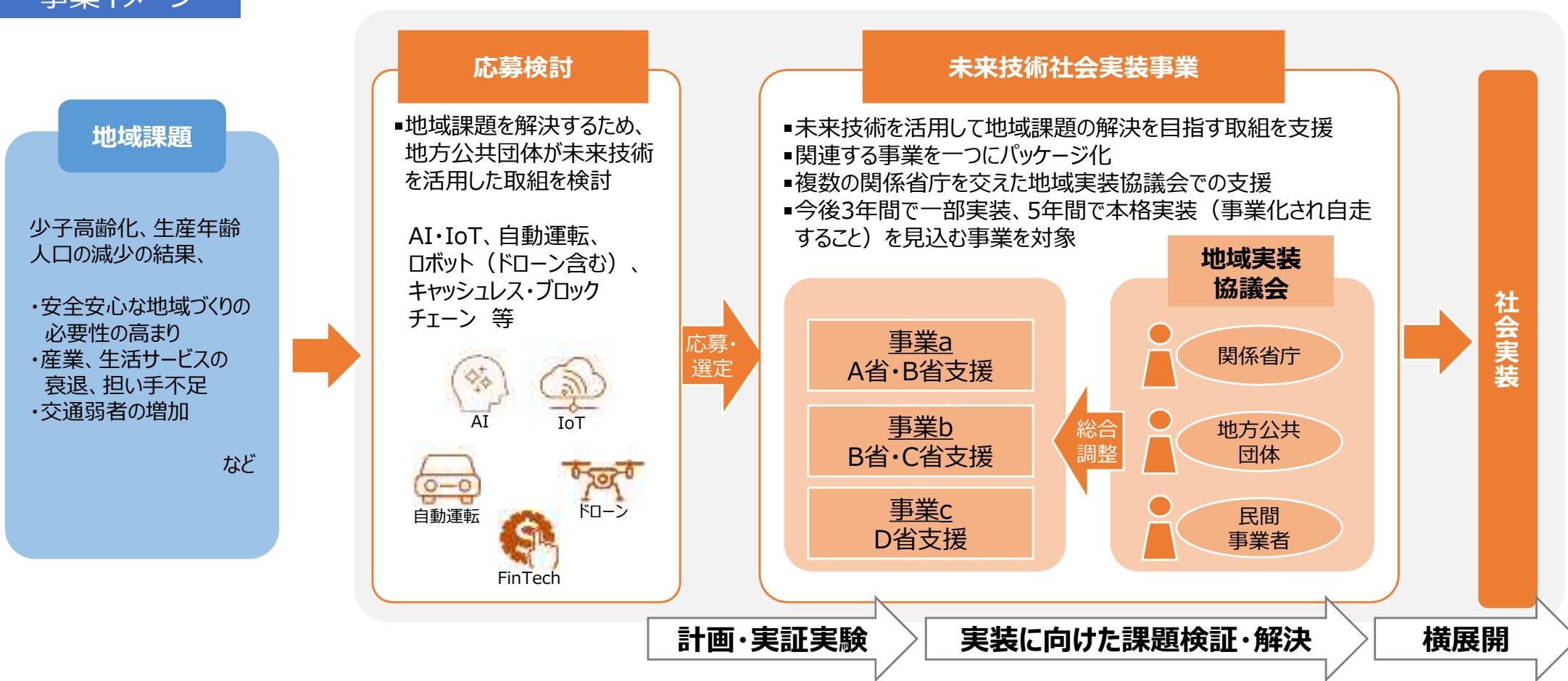
別添2

※内閣府未来技術社会実装事業 募集要領関係資料抜粋

概要

- AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術の実装による新しい地方創生を目指し、地方創生の観点から革新的で、先導性と横展開可能性等に優れた提案について、各種交付金、補助金等の支援に加え、社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築するなど、関係府省庁による総合的な支援を行う。
- 未来技術を活用した地方創生に関する提案を地方公共団体から募集し、H30年度に14事業、R1年度に8事業を選定、現在22事業に対して支援を実施中。

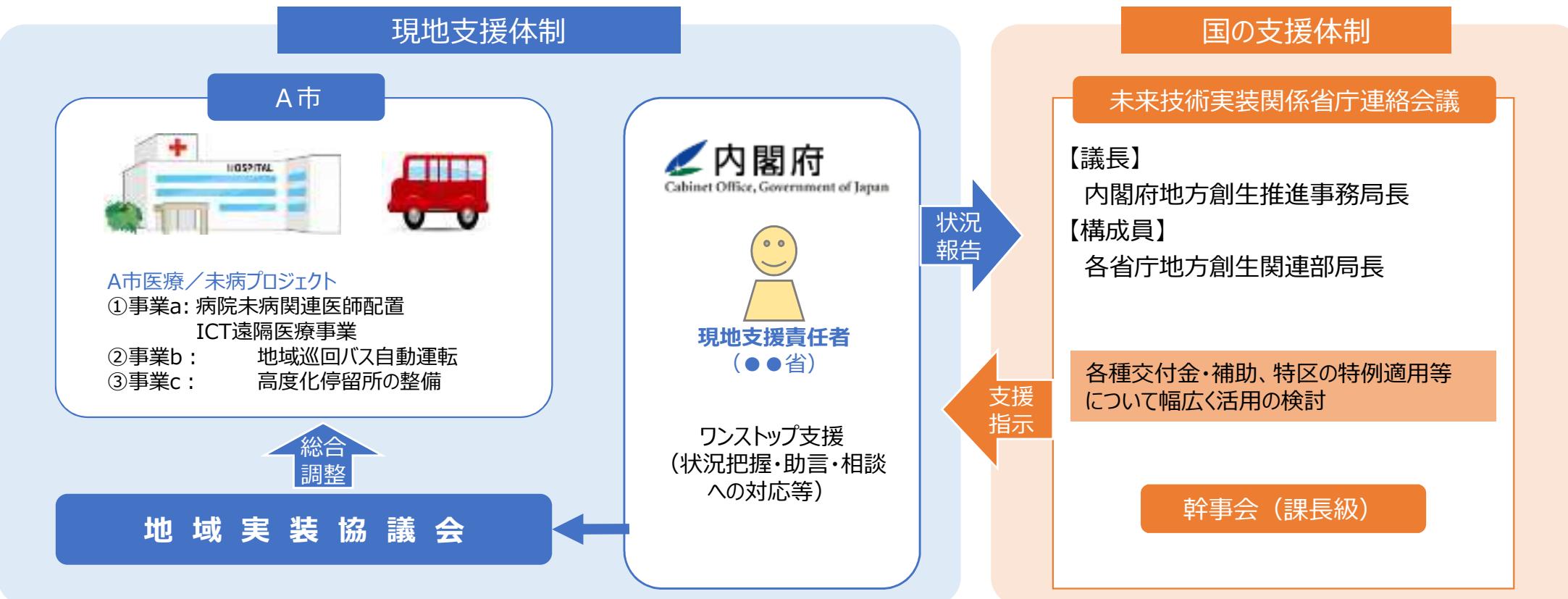
事業イメージ



未来技術等社会実装事業 事業推進体制について

別添2

- 選定事業毎に「地域実装協議会」を組織し、社会実装に向けて必要な事項を検討
- 地域実装協議会の事務局は、地方公共団体に置くものとし、地域実装協議会の運営等に関する必要な事項は、地域実装協議会で定める
- 地域実装協議会における国の実務責任者として「現地支援責任者」を選定



現地支援責任者の役割

(1)社会実装に向けたワンストップ支援

地域実装協議会における国の実務責任者として、複数の支援事業間の総合調整、目標の達成状況の把握、地方公共団体等への助言を行う。

(2)関係省庁連絡会議への報告

「未来技術実装関係省庁連絡会議」にて、適宜、事業の進捗状況及び課題事項等の報告を行う。

(3)その他未来技術社会実装事業全般に関する相談への対応

未来技術社会実装事業募集要領（令和2年度選定）

1. 趣旨

AI、IoT、自動運転、準天頂衛星、5Gなどの未来技術や科学技術研究の成果等、最新の知見等を活用し、産業の生産性向上やインバウンド観光への対応、公共交通の維持・改善、住民の健康保持、子育て支援や未来を担う人材の育成等、様々な課題を解決し、地方創生に繋げていくことは極めて重要である。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和元年12月20日閣議決定）」においても、「未来技術は、各々の地域特性に応じて有効に活用することで、地域が抱える課題を解決するだけでなく、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させ、地域の魅力を向上させるものと期待される。このため、地域におけるSociety5.0の推進に向けて、地域における情報通信基盤等の環境整備を進めた上で、未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上を図る。」と位置付けている。

今般、これらを踏まえ、未来技術や戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）、革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）等の最新の成果等を活用した地方創生に関する提案を地方公共団体から募集し、優れた取り組みについて関係府省庁が総合的に支援することとしたので、本募集要領に沿って、積極的に提案されたい。

また、内閣府では、「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」における「アーキテクチャ構築及び実証研究」において、スマートシティの共通的な設計方式である「リファレンスアーキテクチャ」を構築した。事業の実施にあたっては、本アーキテクチャを活用し、相互運用性や拡張性を確保した、持続可能な取組に繋げていただきたい。

なお、選定された提案事業については、「未来技術実装関係省庁連絡会議」において、各種補助金、関係交付金、特定措置の適用、税制、融資等の活用の実効性等について検討を行う。

また、実装に向けた国の支援事業間の総合調整等を行う現地支援責任者を明確にし、関係地方支分部局、地方公共団体、関係民間事業者等で構成する現地支援体制（地域実装協議会）を構築するなど、関係府省庁による総合的かつ横断的な支援を実施していく。（支援期間は概ね3年間とする。支援期間終了後も継続して支援を希望する場合は、再度申請を受け付ける。）

2. 募集する提案の対象

地域課題が明確であり、未来技術の「実装」に関する事業によって、解決される内容が具体化されていることを前提とし、次の（1）及び（2）に該当する事業を対象とする。

（1）次の①又は②の技術の実装に関する事業であること。

① 令和元年12月20日に閣議決定された第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」一本論 第2期における地方創生—第2章 第2期における施策の方向性—【横断的な目標2】新しい時代の流れを力にする及び付属文書—政策パッケージのうち、以下のいずれかに当てはまる未来技術

- (1) AI、IoT、5G、クラウドコンピューティング、ビッグデータ
- (2) 自動運転
- (3) ロボット（ドローン含む）、VR/AR
- (4) キャッシュレス・ブロックチェーン

② 戰略的イノベーション創造プログラム（SIP）又は革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）の研究開発成果を活用する技術

（2）今後3年間（2022年度まで）で実装（一部でも可）が見込まれ、5年間（2024年度まで）で本格実装される（事業化され自走する）事業であること。

3. 提案内容

提案に当たっては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、以下の内容を記載すること。

1 技術内容

2 背景・課題

(1) 地方公共団体が目指す将来像

(2) 解決すべき課題

3 未来技術の社会実装に関するこれまでの事業内容

(1) これまでの事業概要

(2) 活用した国の支援メニュー

(3) これまでの事業の推進体制

4 未来技術の社会実装に関する今後の事業内容

(1) 今後の事業内容・実施計画（2024年度まで）

(2) 事業経費（①ソフト事業、②ハード事業）

(3) 事業の推進体制

(4) 実現に必要な国の支援メニュー等

ア 活用をしている又は想定している国の事業 ※

イ 特区等の特例適用の活用意向

ウ 税制優遇・融資の活用意向

エ 国からの技術的支援や情報提供を求めたい内容及び想定省庁名

5 事業により期待される効果

(1) 事業により期待される効果

(2) KPI

6 地方創生への寄与

(1) 未来技術の必要性・有効性

(2) 事業の創造性

(3) 横展開の可能性

※各省庁において様々な支援メニューがあることから別添6、7等も参考にされたい。

4. 提案者

都道府県、市区町村

※共同提案も可とする。

5. 提案書類の内容

提案に必要な書類（提案書類）は、次のとおりとする。

①別紙1 「未来技術社会実装事業提案書」

②別紙2 「事業概要書」

※作成においては、内閣府地方創生推進事務局HPに掲載の「近未来技術等社会実装事業（令和元年度選定）について（令和元年7月3日）」添付資料3を参照

（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/kinmirai/r1_k_sentei.pdf）し、背景、課題実装を目指す主な事業内容について、具体的に記載すること。

③参考資料（必要に応じて添付）

※参考資料については一覧を作成するとともに、連番を付し、提案書類のどの項目に対応するのか明らかにし、提案内容と関連性の低い参考資料の添付は避けること。

評価は、提出された提案様式に記載された内容について、別添2「未来技術社会実装事業選定基準（評価項目と評価・採点方法）」に基づき行うため、必要な事項は提案書に記載すること。

作成に当たっては、過度に冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載すること。

6. 留意事項

提案に係る事務局への相談については、透明性の確保の観点から、提案書類の提出以降は受け付けない（提案書類の提出前においては、事務局及び関係省庁等への相談は差し支えない）。

提案にあたり、未来技術実装有識者委員、内閣府幹部及び担当者へ選定の陳情等を行うことは、控えていただく。未来技術社会実装事業の公募期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととする。また、合否通知以前に内閣府幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えていただく。

7. 提案書類の提出方法、募集期間等

(提出方法)

提案書類（提案様式及び参考資料）は、次に掲げるとおり郵送及び電子メールの双方で提出すること。

1. 郵送による提出

※封筒に「未来技術社会実装事業提案書類在中」と朱書き記載すること。

紙媒体：正（公印押印済みのもの）、副 計2部

（A4、両面、パンチ（左2穴））

提案様式、参考資料の順に並べ、ダブルクリップ等でまとめる。

※提案様式は、「(5桁の都道府県・市区町村コード)

（提出日）（提案者名）提案様式」の名称の1つのPDFファイルに結合すること。

（例：00000_200510_〇〇県〇〇市_提案様式）

※参考資料一覧及び参考資料は、「(5桁の都道府県・市区町村コード)（提出日）（提案者名）参考資料」の名称の1つのPDFファイルに結合すること。

（例：00000_200510_〇〇県〇〇市_参考資料）

※電子媒体には「(5桁の都道府県・市区町村コード)（提出日）（提案者名）未来技術社会実装事業提案書類」と記載すること。

（例：00000_200510_〇〇県〇〇市_未来技術社会実装事業提案書類）

※5桁の都道府県・市区町村コードについて、共同提案の場合は、代表となる提案者の都道府県・市区町村コードを記載すること。

2. 電子メールによる提出

提案様式

※メール件名は「【提出】(5桁の都道府県・市区町村コード)（提出日）（提案者名）未来技術社会実装事業提案書類」とすること。

（例：【提出】00000_200510_〇〇県〇〇市_未来技術社会実装事業提案書類）

※提案様式は、「(5桁の都道府県・市区町村コード)

（提出日）（提案者名）提案様式」の名称の1つのPDFファイルに結合すること。

（例：00000_200510_〇〇県〇〇市_提案様式）

※5桁の都道府県・市区町村コードについて、共同提案の場合は、代

表となる提案者の都道府県・市区町村コードを記載すること。

(提出に当たっての留意事項)

事務局から到着した旨の連絡はしないので、到着状況については、事務局まで直接問い合わせること。

(募集期間)

2020年4月1日（水）～2020年5月18日（月）正午

(募集締切)

2020年5月18日（月）正午必着

※締切後の提出は一切認めない。

（郵便事情等で郵送等による提出が遅れる場合は、電子メール到着を提出とみなす。）

(提案書類の扱い)

提出された提案書類について、非公表扱いを希望する場合は、資料の右肩に、「非公表資料」と記載すること。

(提出先)

1. 郵送等による提出

内閣府地方創生推進事務局 都市再生・未来技術実装担当

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎8階

2. 電子メールによる提出

E-mail : g.mirai.s5m@cao.go.jp

8. 提案後の流れ

提案後の流れは以下を予定している。

2020年5月18日（月）正午 提案募集締切

5月下旬 書面審査

※ヒアリング対象団体には5月末を目処に日程等の通知

6月上旬 ヒアリングの実施

6月中旬 関係省庁連絡会議による評価

6月下旬 有識者会議による評価

7月上旬 未来技術社会実装事業の選定

順次 地域実装協議会を組織・開催

9. 問い合わせ先

内閣府地方創生推進事務局

都市再生・未来技術実装担当

E-mail : g.mirai.s5m@cao.go.jp

電話 : 03-6206-6174